

埼玉県産農産物緊急応援キャンペーン実施業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託先候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託事業名

埼玉県産農産物緊急応援キャンペーン実施業務

2 目的

新型コロナウイルス感染拡大による飲食店の営業自粛等のため、花きや茶、和牛農家を中心に売り上げが低迷している。

そのため、県内の飲食店において、県産農産物を使用したメニューを提供するキャンペーンを実施し、消費者に県産農産物の美味しさを知っていただくことで、県産農産物の消費拡大を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和3年3月12日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) 埼玉県産農産物緊急応援キャンペーンの企画・運営

ア 内容

県内の飲食店において、県産農産物を使用したメニューを提供するフェアを開催する。

イ 開催時期

令和2年9月～11月の3か月間

(2) 実施店舗の募集・選定

- ・実施店舗の募集、選定を行う。ただし、実施店舗の決定に当たっては、埼玉県の承認を得ること。
- ・実施店舗数は、160店舗以上とする。(県内8地域×20店舗を基準とする。)
- ・県から、埼玉県産農産物を使用している飲食店リストを提供するが、それ以外の店舗も20店舗以上開拓すること。
- ・複数の飲食店のグループ単位での参加も可とする。(グループ内での共通割引券の発行)

(3) 飲食店への支援費用の精算業務

以下の飲食店に対する県からの支援費用について精算業務を行うこと。なお、支

援費用は委託費の限度額に含む。支援費用は正に飲食店に支払った額をもって精算を行う。

- ・ 支援費用の上限額は27,360千円とする。振込手数料は委託費に含むが、支援費用の原資には含まない。
- ・ 埼玉県産農産物のうち、以下の品目について購入費用の1/2を支援する。1店舗あたりの支援上限額は5万円とする。
茶、牛肉、彩の国黒豚、タマシヤモ、6次産業化商品（埼玉県内の農業者が農産物に加工を加えた商品）
- ・ 県産農産物を使用したメニューを注文した顧客に対し、次回使用できる20%割引券を発行することとし、その割引額を支援する。1店舗あたりの支援上限額は10万円とする。
- ・ 店舗に埼玉県産の花を飾る場合、その購入費用の1/2を支援する。1店舗あたりの支援上限額は2万円とする。
- ・ 上記以外に、県広報誌等の景品とするため参加店舗共通で利用できる額面2,000円の割引券を80枚発行する。
- ・ 参加飲食店向けの精算事務マニュアルを作成し配布すること。
- ・ 売上の動向を把握するため、支援費用の精算状況を定期的に県に報告する。なお、報告の期日は、別途県と協議の上決定する。

(4) キャンペーン実施に関する広報

- ・ キャンペーンの事前告知を、各種手法により行う。
- ・ キャンペーンの内容や参加店舗、提供メニュー等について広報するウェブページを作成・公開すること。
ウェブページについては、既存の飲食店情報サイト内に特設サイトを作成することも可とする。

(5) 誘客対策

- ・ 多くのお客様に来店いただくための仕掛けを行うこと。
- ・ キャンペーンの実施が店頭で分かる仕掛けを行うこと。

【提案を求める内容】

- ・ キャンペーンの実施内容（参加店舗の募集・選定方法、実施体制、広報、周知・誘客対策等）
- ・ 実施体制
- ・ 正確に精算を行える方法を具体的に明記すること。
- ・ 顧客への割引方法について、効果的な手法を提案すること。

5 事業計画書、工程表及び報告書の提出

(1) 事業計画書、工程表

- ・受託者は、契約締結後速やかに実施計画書として本委託業務の実施体制及び工程表を作成し、県に提出すること。
- ・業務の実施に当たっては、県と協議の上で行うこと。また、事業計画書に基づき進むよう進捗管理を行うとともに、工程表に基づいた実施状況を県に適宜報告すること。

(2) 報告書

委託業務の完了後、事業の実施状況を取りまとめた報告書を次のとおり作成し、県に提出すること。

ア 提出物

- ・業務完了報告書
- ・事業実施報告書（業務の実施期間、概要、実施店舗における実績、業務に要した事業費等を含むもの）及び電子データ（事業実施報告書を記録した電子媒体）
- ・支援費用精算証拠書類

イ 提出期限

令和3年3月12日（金）

ウ 提出先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当

6 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保管すること。

- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類
- ・事業の実績に係る記録

7 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ該当作業を履行するために関与するすべての委託先を特定し、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し、県に承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成17年埼玉県規則第73号）

に基づき、適正に取り扱うものとする。

- (4) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない
- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に埼玉県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (8) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に埼玉県に報告する。
- (9) この契約により作成される成果物及びその他の著作権等の取扱いについては、埼玉県に無償で譲渡するものとする。
ただし、写真の著作権等、個別に協議した場合にはこの限りではない。
なお、作成した成果物の二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うこととする。

8 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議し業務を進めるものとする。